電子マニフェスト普及促進事業報告書

平成 26 年 12 月

九 都 県 市 廃 棄 物 問 題 検 討 委 員 会 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 12 条の 5 に規定する電子マニフェストは、その使用者にとって情報管理の合理化につながることのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が図られることなどのメリットがある。環境省では、昨年 10 月に平成 28 年度の電子マニフェスト普及率 50%を目標に掲げた「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しており、普及に努めているところであるが、平成 26 年 10 月末現在の普及率は 37%となっており、更なる普及促進が求められている。

九都県市廃棄物問題検討委員会では、昨年度実施した九都県市内の電子マニフェスト普及状況についての調査から、加入者数について九都県市は全国をリードする存在であること、多量排出事業者及び産業廃棄物処理業者への加入促進の余地が残されていることがわかっている。そこで、本年度は多量排出事業者等に向けた説明会、導入相談会等の電子マニフェスト普及促進事業を開催した。

本事業は九都県市廃棄物問題検討委員会から委託を受けて公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが実施したものである。

平成 26 年 12 月 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

目次

電子マニフェス	· 卜普及促進事業概要	
1. 電子マニ	フェスト説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 個別導入	相談会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【参考資料】 参考資料	多量排出事業者の電子マニフェスト加入状況・・・・・・・・	
【付属資料】		
付属資料1	電子マニフェスト説明会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
付属資料2	電子マニフェスト説明会アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
付属資料3	電子マニフェスト説明会・相談会周知用チラシ	

電子マニフェスト普及促進事業概要

1. 電子マニフェスト説明会の開催

電子マニフェストの概要、メリット等を説明し、加入を動機付けるため、主として多量排出事業者及び処理業者を対象とした説明会を実施した。

- 1) 対象者: 九都県市内の排出事業者及び処理業者
- 2) 周知方法
 - ① チラシ配布、ホームページ等による各都県市からのによる周知
 - ② 多量排出事業者及び産業廃棄物管理票交付等状況報告の報告件数が多い事業者に対するダイレクトメールによる周知(送付先は2,852ヵ所)

【送付先内訳】

- (ア) 九都県市の多量排出事業者:約1,400事業所
- (イ) 紙マニフェスト交付状況報告で500枚/年以上:約1,700事業所
- (ウ)(ア)と(イ)重複分:約150事業所をマイナス
- ③ チラシ配布等による各都県産業廃棄物協会からの周知
- ④ JWNETホームページ及びメールマガジンによる周知
- 3) 開催日程等

開催日時、会場、参加人数は表1のとおりである。

表 1 開催日時、会場、参加者数等

地域	日程	時間	会場参加者数			者数
神奈川	10月3日(金)	10:00~12:00	かながわ労働プラザ (Lプラザ)	多目的ホールAB	37社	52名
千葉	10月14日(火)	10:00~12:00	千葉商工会議所	研修室A	38社	46名
東京	10月30日 (木)	14:00~16:00	教育会館	中会議室	105社	132名
埼玉	11月7日(金)	10:00~12:00	埼玉会館	3C会議室(けやき)	37社	55名

4) 説明会内容

① 行政担当者より産業廃棄物管理票交付等状況報告についての説明(15分) 説明者

神奈川会場

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課指導グループ

主任技師 長谷部 勇太

千葉会場

千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班

副主査 龍頭 克典

東京会場

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導係

主任 西本 浩

埼玉会場

埼玉県環境部産業廃棄物指導課監視指導担当

技師 関谷 卓見

- ② 電子マニフェスト普及促進DVDの放映(15分)
- ③ 電子マニフェストの概要、メリットの説明(60分) 説明者 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下、「JWセンター」)
 - ・電子マニフェストの仕組み、紙との違い(運用面の違い、料金比較)
 - ・電子化した場合のメリット(事務の効率化、法令順守)
- ④ 操作説明のデモ(30分)

説明者 JWセンター

- ・主に排出事業者の操作を中心に説明
- ・パソコン1台を使用し、プロジェクターで会場全体に映写
- 5) 説明会資料

付属資料に掲載

6) 説明会アンケート結果

付属資料に掲載

2. 個別導入相談会の開催

相談コーナーを設けて、電子マニフェストの導入にあたっての課題等について J Wセンター担当者が個別に相談を受け、より円滑な電子マニフェストの導入を促した。

1) 対象者、周知方法

「1.電子マニフェスト説明会」と同じ。

2) 開催日程等

開催日時、会場、参加社数は表2のとおりである。

表 2 開催日時、会場及び参加社数

地域	日程	時間	会場		参加社数
神奈川	10月3日(金)	13:00~16:15 (各回45分)	かながわ労働プラザ (Lプラザ)	第5会議室	5社
千葉	10月14日(火)	13:00~16:15 (各回45分)	千葉商工会議所	研修室A	4社
東京	10月31日(金)	13:00~16:15 (各回45分)	日本産業廃棄物 処理振興センター	会議室	8社
埼玉	11月7日(金)	13:00~16:15 (各回45分)	埼玉会館	6B会議室(みくに)	8社

参考資料 多量排出事業者の電子マニフェスト加入状況

多量排出事業者の電子マニフェスト加入状況

<1都3県>

(TDNO)IV			平成	26年3月末現在	①	平成	25年3月末現在	2
自治体	加入者数の 増減 (b1-b2)	加入率の増 減 (C1-C2)	多量排出事 業者	左記のうち 電子マニフェスト 加入者数	加入率(%)	多量排出事 業者	左記のうち 電子マニフェスト 加入者数	加入率(%)
			a1	b1	c1=b1÷a1*100	a2	b2	c2=b2 \div a2*100
埼玉県	39	8.5%	400	189	47. 3%	387	150	38.8%
さいたま市	41	6. 2%	156	97	62.2%	100	56	56.0%
川越市	_	_	35	22	62.9%			_
千葉県	29	7. 3%	401	192	47. 9%	402	163	40.5%
千葉市	4	-1.5%	114	63	55. 3%	104	59	56. 7%
船橋市	_	_	93	58	62.4%			_
柏市	_	_	43	27	62.8%			_
東京都	52	9.9%	467	273	58.5%	455	221	48.6%
神奈川県	43	16.0%	279	159	57.0%	283	116	41.0%
横浜市	42	15.0%	274	170	62.0%	272	128	47. 1%
川崎市	-3	8.9%	111	72	64.9%	134	75	56.0%
相模原市	9	13.3%	72	49	68.1%	73	40	54.8%
横須賀市	_	_	51	38	74. 5%	_	_	_
九都県市	163	9.6%	1,553	626	40.3%	1,510	463	30.7%
首都圏	_	_	1,632	648	39. 7%	_		_

^{※1} 表中の①は平成25年度の多量排出事業者(平成26年6月末の計画・報告の提出者)、②は平成24年度の多量排出事業者(平成24年6月末の計画・報告の提出者)を集計の対象とした。

<1都3県以外の地域>

タ 具 Hellum 左記のうち電	
業石 ト加入者数 ト加入者数 トカー・カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	率(%)
a b c=b-	÷a*100
宮城県 243 117	48.1%
茨城県 343 176	51.3%
栃木県 324 137	42.3%
山梨県 190 85	44.7%
静岡県 528 303	57.4%
愛知県 738 324	43.9%
岐阜県 191 78	40.8%
三重県 600 370	61.7%
東海地区 1,810 860	47.5%
滋賀県 240 124	51.7%
京都府 201 106	52.7%
大阪府 546 250	45.8%
上記のうち 府管轄区域 315 158	50. 2%
兵庫県 536 232	43.3%
奈良県 134 62	46.3%
和歌山県 200 88	44.0%
近畿地区 1,527 552	36. 1%

	平	成26年3月末現	.—
自治体	多量排出事 業者	左記のうち電 子マニフェス ト加入者数	
	а	b	c=b÷a*100
福岡県	505	208	41.2%
佐賀県	167	61	36. 5%

^{※2 「}首都圏」は九都県市以外の政令市を含む1都3県。

^{※3} 政令市を含む数値。複数の自治体で多量排出事業者に該当する場合は「1」として集計。

付属資料1 電子マニフェスト説明会資料等

産業廃棄物管理票(マニフェスト)と 産業廃棄物管理票交付等状況報告について

平成26年10月3日

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課

平成26年10月14日

千葉県環境生活部廃棄物指導課

平成26年10月30日

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

平成26年11月7日

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

報告書の提出先等は各都県の提出先等について説明 当報告書には神奈川会場の資料を掲載

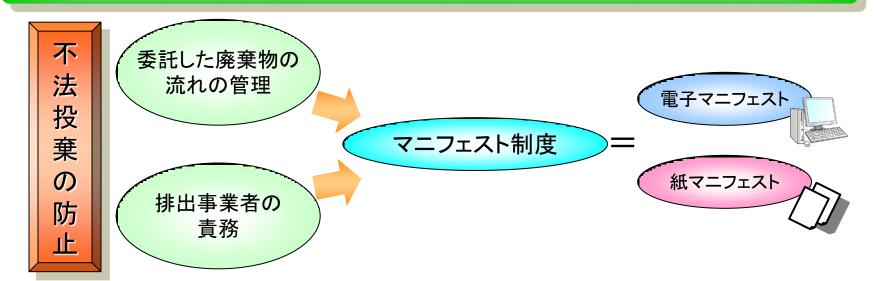
マニフェスト制度とは...

(産業廃棄物管理票制度)

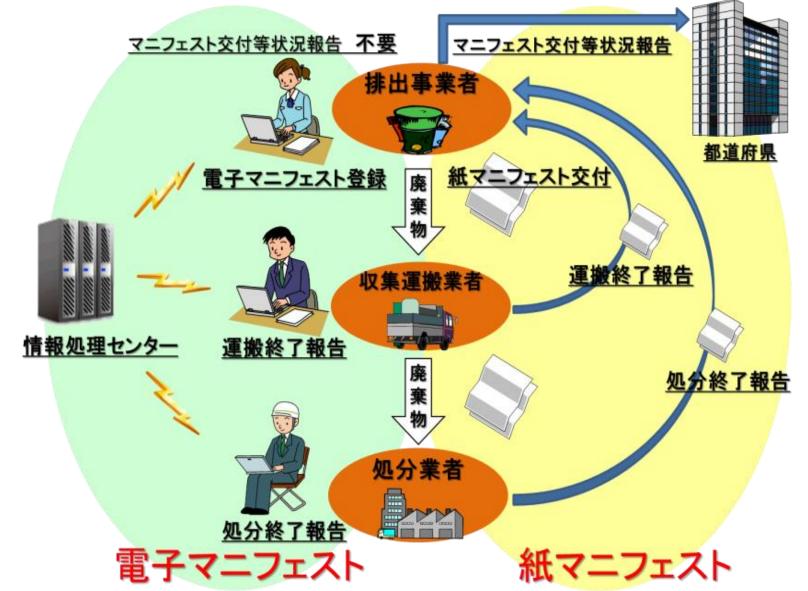
マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

排出事業者は、マニフェストにより委託した産業廃棄物の処理の流れを確認 しなければなりません。(マニフェストを使用しないと罰則の対象となります)

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあります。



マニフェストの仕組み



マニフェスト制度の変遷

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています(電子マニフェストも平成10年12月に制度化)。

年月	経緯
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化
平成10年12月	・すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 ・電子マニフェストの制度化
平成13年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化(50万円以下の罰金→6ヶ 月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成22年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大(排出事業者の控え(A票) にも5年間の保存義務)

マニフェストに係る義務

排出事業者

- ▶ 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、 法で定められた一部の例外を除き、必要事項を記載したマニフェストを 交付しなければならない。
- ▶ 排出事業者は、一定の期限までに処理の終了を確認しなければならず、 期限内に終了報告がされない場合には、都道府県知事等に処理の状況、 生活環境保全上の支障の除去等について報告しなければならない。
 - ※ 処理終了報告の確認期限
 - ・運搬終了・処分終了の確認期限(90日、特管60日以内)
 - ・最終処分終了報告の確認期限(180日以内)

収集運搬業者 • 処分業者

産業廃棄物の運搬または処分の受託者は、マニフェストの交を受けずに、 産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

<u>(電子マニフェストを使用している場合は例外)</u>

マニフェスト(電子、紙)関連の罰則

違反	罰則			
産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付 した場合	6ヶ月以下 の懲役又			
管理票交付者に管理票の写しを送付せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をした運搬受託者	は50万円 以下の罰 金、措置			
処分受託者に管理票を回付しなかった運搬受託者	命令※			
管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者				
管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者				
受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者若 しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄 物処分業者				
管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者また は処分受託者				
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理 票を送付又は報告した運搬受託者又は処分受託者				
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者				
情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者				
管理票制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない者				
マニフェスト確認義務(一定期間内に運搬又は処分が終了したことを確認する義務)に違反した 排出事業者	措置命令			

※ 措置命令に従わない場合、罰則(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科)の対象となる。

排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

排出事業者は事業場ごとにマニフェストの交付等状況報告書 (様式3号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出し なければなりません。



電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政 令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間に登録したマニフェスト情報について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第8項)

※ 電子マニフェスト登録等状況報告以外の行政報告(運搬実績報告、処分実績報告等)は、電子マニフェストを利用した場合でも、自ら報告書を作成し、自治体に提出することが必要です。

報告頻度

報告は年1回

前年度4月1日~3月31日までに交付したマニフェストについて、6月30日までに報告します。

(例)平成26年4月1日~平成27年3月31日 までの実績を、平成27年6月30日までに提出

報告対象者

報告対象者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した者

前年度に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を 交付した場合は、量の多少に関わらず報告書の 提出が必要です。

前年度に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を 全く交付しなかった場合は、報告書の提出は不要 です。

報告書のとりまとめ方

事業場単位で作成

産業廃棄物の排出場所の住所が異なれば、別事業場となり、別々に報告書を作成しなければなりません。

<例外>

同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2 以上ある場合は、これらの事業場を1 事業場としてまとめて報告書を作成

(例1)建設工事現場

(例2)リース会社が、廃棄物となったリース品を客 先で産業廃棄物処理業者に引き渡した場合

報告書の提出先

報告書の提出先は事業場所在地の都 道府県又は政令市

横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内の 事業場については、それぞれの政令市に報告 書を提出してください。

神奈川県内で、上記政令市以外に所在する事業場については、<u>事業所の所在地を管轄する</u>地域県政総合センターに報告書を提出してください。

報告書の提出先(政令市)

提出先	担当部局名	所在地	電話
横浜市	横浜市資源循環局事業系 対策部産業廃棄物対策課	〒231-0013 横浜市中区 住吉町1-13(松村ビル8 階)	(045)671-2513、2514 (排出事業者) (045)671-2511、2512 (中間処理業者)
川崎市	川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課	〒210-8577 川崎市川 崎区宮本町1(川崎市役 所第3庁舎16階)	(044)200-2581、2596
相模原市	相模原市環境経済局資源 循環部廃棄物指導課	〒252-5277 相模原市 中央区中央2-11-15(相 模原市役所本館6階)	(042)769-8358
横須賀市	横須賀市資源循環部廃棄 物対策課	〒238-8550 横須賀市 小川町11(横須賀市役所 1号館4階)	(046)822-8523

報告書の提出先(政令市以外)

提出先	所在地	電話	事業場の所在地
横須賀三浦地域県政総 合センター 環境部 環境 課	〒238-0006 横須賀市 日の出町2-9-19(県横 須賀合同庁舎)	(046)823-0210(代表)	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山 町
県央地域県政総合セン ター 環境部 環境調整課	〒243-0004 厚木市水 引2-3-1(県厚木合同庁 舎)	(046)224-1111(代表)	厚木市、大和市、海老名市、座 間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合セン ター 環境部 環境調整課	〒254-0073 平塚市西 八幡1-3-1(県平塚 合同庁舎)	(0463)22-2711(代表)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野 市、伊勢原市、寒川町、大磯町、 二宮町
県西地域県政総合セン ター 環境部 環境調整課	〒250-0042 小田原市 荻窪350-1(県小田原 合同庁舎)	(0465)32-8000(代表)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成 町、箱根町、真鶴町、湯河原町

その他

添付書類は不要

マニフェストやその写しの添付は必要ありません。必要事項を記入した報告書のみを提出してください。

電子マニフェスト使用分については報告不要

電子マニフェスト使用分については、日本産業廃棄物処理振興センター(電子マニフェストの運用組織)が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。

なお、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用した場合は、紙マニフェスト使用分についてのみ報告が必要です。

様式は神奈川県のHPからダウンロードすることができます。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度) —————————————————————	平成 年月 日
神奈川県知事 殿	
産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄 物と特別管理産業廃棄物を区別し アラフィーエストン	代表取締役 ** ** 者の氏名)
では、	ける事業区分(中分類)を記入して下さい。
事業の名称株式社**工場業種	金属製品製造業
事業場 所在地 小原市**町*一* 電話番号 0465-**- 電話	***** 処分受託者の 氏名又は名称 処分場所の住所
1 汚泥 21 11 01470***** **運送㈱ 神奈川県**市**町*- 1400******	* (耕 * *
2 廃酸 0.002 1 01400***** ㈱**化学 神奈川県川崎市川崎区** 5720*****	* ㈱ * * 化学
3 特管廃アルカリ 0.02 01450***** ㈱**化学 神奈川県川崎市川崎区** 5770*****	* ㈱**化学
4 廃電気機械器具 1.5 01470***** **運送㈱ 神奈川県川崎市川崎区*町 5720*****	* ㈱ * * 商会

電子マニフェストの仕組みと運用

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター



1. 電子マニフェストの導入に必要なもの

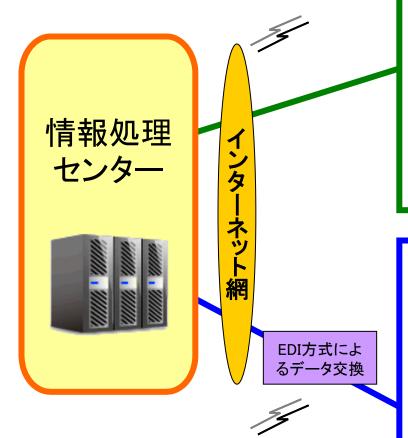
ロインターネットを使用できるパソコン (Windows vista • 7•8、IE8~11等)があれば、 電子マニフェスト(Web方式)を使用可能

□排出、収集、処分の3者が電子マニフェストを 使用することが必要

2. 電子マニフェストのアクセス方法

情報処理センターへのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があり

ます。



●Web方式

- Webブラウザ(InternetExplorer8~11)を利用 (OSはWindows vista・7・8(デスクトップモード))
- 携帯電話のWeb機能での利用





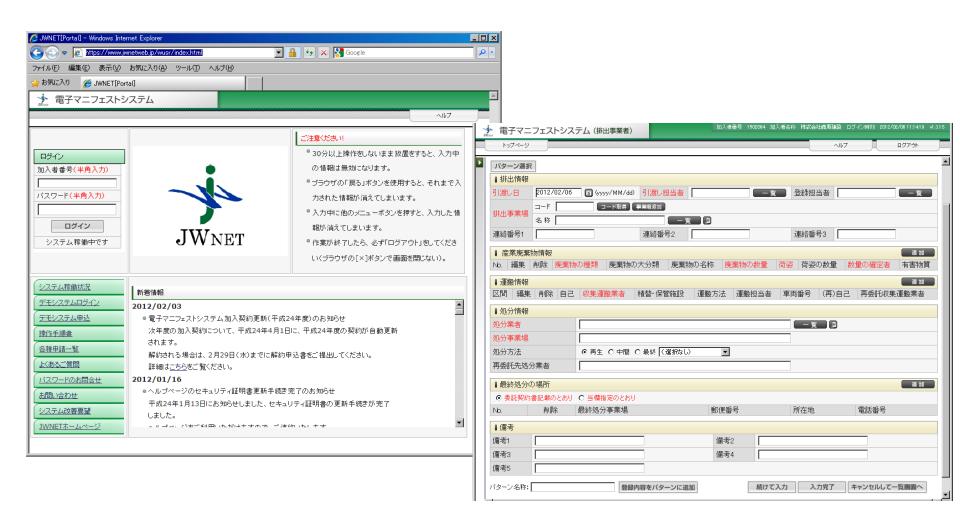


●EDI方式(Electronic Data Interchange)

- 加入者独自(自社開発)のシステムを使用して電子マニフェストを利用する方式
- ASP(Application Service Provider)事業者の提供するシステムを利用可能
 - ※ EDI方式をご利用の場合は「EDI版接続仕様書」に基づき、 情報処理センターとデータを送受信

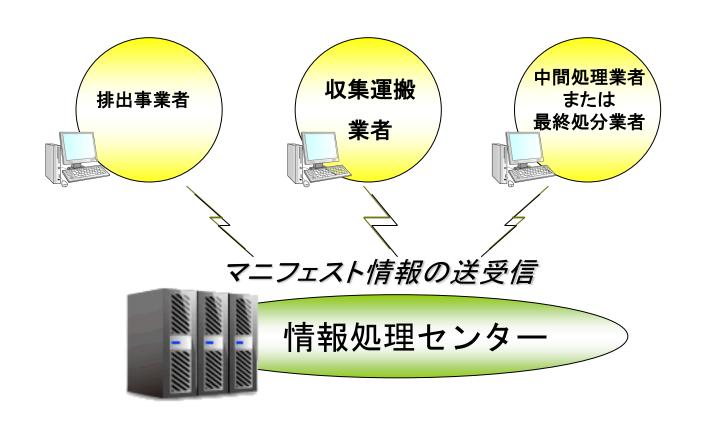
2-1. Web方式とは・・・

すべて専用のホームページ上で操作します。



2-1. Web方式とは・・・

・加入者がパソコンを利用し、HPからダイレクトに情報処理センターと通信する方式



2-2. ASPを利用したEDI方式とは···

加入者がASPのシステムを利用し、ASP事業者(システム会社等)を介して情報処理センターと通信する方式

